

川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等 汚染防止対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物焼却炉を有する施設等の解体工事に伴い発生するダイオキシン類及び重金属等有害物質を含むばいじん等の飛散並びにばいじん等を含む汚水の流出によって生じるおそれのある周辺環境への汚染の未然防止を図るとともに、工事によって発生する廃棄物の適正処理を行うことを目的とする。

(要綱の位置付け等)

第2条 この要綱は、川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）第2条第7号に規定する行政指導を行うためのものとする。

2 廃棄物焼却炉を有する施設等の解体の工事を行う者は、解体の工事を行うに当たって、この要綱に基づき自主的な対応に努めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物焼却炉 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「市規則」という。）別表第1の51の項施設15に規定する廃棄物焼却炉をいう。
- (2) 焼却施設 廃棄物を焼却するための施設の廃棄物の投入口又は供給設備（前処理設備を含む。）から煙突までの総体（排水処理設備、灰ピット、灰処理設備等の附帯設備を含む。）であって、使用していた施設及び現に使用している施設をいう。
- (3) 解体工事 焼却施設に係る次に掲げる工事をいう。
 - ア 焼却施設の全体を撤去するための解体の工事
 - イ 焼却施設の一部の除却及び当該除却部分の解体の工事。ただし、耐火レンガの部分的な取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、この限りではない。
- (4) ダイオキシン類 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に定めるものをいう。
- (5) ばいじん等 焼却施設において廃棄物を焼却した結果生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻をいう。
- (6) 事業者 解体工事を行う焼却施設の設置者又は管理者であって解体工事を発注しようとする者をいう。
- (7) 元請業者 事業者から焼却施設の解体工事を請け負った業者をいう。

(適用範囲)

第4条 この要綱は、廃棄物焼却炉を有する焼却施設において行われる解体工事及び焼却

施設（第3条第1項第1号に規定する廃棄物焼却炉の規模と同等以上である焼却炉を有する焼却施設）を設置場所から移動して別の場所で行われる解体工事について適用する。

（工事の管理）

第5条 事業者は、解体工事を行うに当たってこの要綱を遵守し、常に工事の状況を把握し管理すること。

（計画書等の提出）

第6条 事業者は、解体工事に着手する14日前までに、解体工事計画書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出すること。

（1）解体工事を行う焼却施設の周囲の状況、施設の配置（地下部分の設置を含む。また、焼却施設の基礎部分がコンクリート等で覆われている場合はその範囲を表示し、焼却施設の全体又は一部が建屋内にある場合は、建屋の位置を併せて表示する。）、車両等の洗浄場所及び解体工事により発生する廃棄物の保管場所を示した図面

（2）焼却施設及び周囲の状況が分かる写真

（3）解体工事におけるばいじん等の飛散防止及び汚水の流出（地下への浸透を含む。）防止のための措置（排気及び排水の処理の方法を含む。）の概要を記載した書類

（4）解体工事により発生する廃棄物（焼却施設から除去した汚染物並びに排気処理及び排水処理により発生する廃棄物を含む。）の種類ごとの発生見込量、保管方法（保管場所の雨水対策及び地下浸透防止対策を含む。）並びに収集運搬及び処分の方法を記載した書類

（5）土壌、水質及び大気に係る周辺環境の状況調査の方法、時期及び試料採取の場所を記載した書類

（6）解体工事を行う焼却施設内部における事前の汚染物のサンプリング調査結果

（7）解体工事の工程表

（8）解体工事に係る住民に対する情報提供の方法を示した書類

（9）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第90条第5号の3に定める届出に添付した資料の写し

2 事業者は、解体工事の計画に主要な変更が生じたときは、速やかに解体工事変更届出書（第1号様式）に当該変更事項を記載し、前項に掲げる書類を添えて市長に提出すること。

3 事業者は、解体工事が終了したときは、解体工事終了報告書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出すること。

（1）第9条に定める周辺環境の状況調査（敷地内）の結果を記載した書類

（2）解体工事により発生した廃棄物の種類ごとの数量及び処分方法を記載した書類

（3）第10条に定める措置を講じた場合は、その措置の内容を記載した書類

（周辺環境対策）

第7条 事業者は、解体工事を行うに当たっては、当該解体工事によるばいじん等の飛散を防止するとともに、当該解体工事に伴って生じる排気、汚水等による環境汚染を防止

するため、別表第1の焼却施設の区分に応じ別表第2に基づき必要とされる周辺環境対策を講ずること。

(廃棄物の適正処理)

第8条 事業者又は元請業者は、当該解体工事によって発生する廃棄物の排出者としての責任に基づき、飛散及び流出を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 廃棄物の適正保管

廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所に、ばいじん、燃え殻、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック等の廃棄物の種類及び固体、液体、粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器、コンテナ、ピット等に、廃棄物の種類等に従って適切に保管すること。

(2) 保管場所の雨水対策

廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずること。

(3) 地下浸透防止対策

廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講ずること。

(4) 廃棄物の適正処理

廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分については、委託する許可業者との書面による契約、マニフェスト交付等の手続を確実に行之、廃棄物の適正処理を実施すること。

2 当該解体工事から発生した廃棄物は、特別管理産業廃棄物（ばいじん、燃え殻及び汚泥以外の廃棄物については、有害物質を含む産業廃棄物）として取り扱うものとする。ただし、特別管理産業廃棄物でないことを確認した場合はこの限りでない。

(周辺環境の状況調査)

第9条 事業者は、解体工事を行う焼却施設の敷地内における周辺環境の状況を把握するため、別表第1の焼却施設の区分に応じ別表第3に掲げる調査を実施すること。調査の対象物質は、ダイオキシン類、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物とする。ただし、周辺環境の状況調査（敷地内）の大気分析は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域においてはこの限りではない。

(監督及び監視並びに措置)

第10条 事業者は、前条に定める周辺環境の状況調査（敷地内）結果を検証し、ダイオキシン類等の汚染防止の監督及び監視の徹底並びに必要な措置を講ずること。

2 事業者は、前項により措置を講じた場合は、その内容を記録し、保管すること。

(情報提供)

第11条 事業者は、解体工事を行う焼却施設の近隣住民に対し、当該解体工事の着手前及び終了後に、次表に掲げる項目について情報の提供に努めるとともに解体工事の間中は、同表左欄の1から5に掲げる項目について、常に見やすい場所に表示すること。

解体工事の着手前	解体工事の終了後
1 焼却施設の事業者	1 第9条に定める周辺環境の状況調査の結果
2 元請業者	2 第10条に定める措置を講じた場合はその内容
3 工事の期間	
4 工事の概要	
5 工事の工程	
6 焼却施設内部の汚染物の事前サンプリング調査結果	

(委任)

第12条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係、第9条関係)

焼却施設の区分

第7条の周辺環境対策及び第9条の周辺環境の状況調査(敷地内)における区分については、次のとおりである。

焼却施設の区分	焼却施設の規模、使用形態及び作業方法
I	1 大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉を有する焼却施設 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)第8条及び第15条の許可を受けている汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等の焼却施設 3 医療系廃棄物を焼却した焼却施設 4 溶断による作業を行う焼却施設
II	Iの区分に該当しないもので、解体作業を要する焼却施設。ただし、煙突の解体のみで撤去できる焼却施設を除く。
III	I区分及びII区分に該当しないもので、焼却施設、車両、機材、保護具等を洗浄する作業を行うもの
IV	I区分、II区分及びIII区分に該当しないもの

別表第2 周辺環境対策

第7条の周辺環境対策については、次のとおりである。

周辺環境対策の内容			焼却施設の区分ごとの要否			
			I	II	III	IV
飛散防止対策	施設全体又は工事区画の密閉	解体工事を行う焼却施設の全体又は解体工事を行う区画の全体を仮設の壁等及び天井により隔離すること。ただし、煙突等全体を覆うことが困難な設備については、作業を行う箇所ごとに隔離するなどの飛散防止対策を実施すること。なお、解体工事を行う焼却施設が屋内にある場合で、当該建屋の開口部を目張りによりふさぐ等の措置を行った場合は、これにより全体の隔離とする。	対策必要	対策必要	煙突や投入口等の目張り	煙突や投入口等の目張り
	作業場内空気の排気、フィルターによる排気の処理	解体工事の作業を行うに当たっては、当該作業を行う場所の内部の空気を排気処理設備を設けた排風機により一定方向に誘引する。排気処理の管理目標は、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）別表に掲げる大気の基準値とする。	対策必要	対策必要	対策不要	対策不要
	作業場内空気の減圧	解体工事の作業を行うに当たっては、当該作業を行う場所の内部の空気を外部に対し減圧して行うこと。ただし、密閉が困難な部位については、この限りではない。	対策必要	対策不要	対策不要	対策不要
	作業場所の湿潤化等	解体工事の作業は、湿潤化等によりばいじん等が飛散しないように措置を講じて行うこと。	対策必要	対策必要	対策必要	対策必要
	車両・保護具等に付着したばいじん等の除去	解体工事の作業場所で使用した車両、機材、保護具等を当該作業場所の外へ移動する場合は、あらかじめ洗浄、抜き取り等を行い、付着したばいじん等の飛散を防止すること。	対策必要	対策必要	対策必要	対策必要

流出防止対策	汚水の周囲への流出防止	<p>1 汚染物の飛散防止のための湿潤化、汚染物を除去するための高圧洗浄水等を使用する作業を行う場合は、ダイオキシン類等で汚染された水の周囲への流出を防止するための措置を講ずること。</p> <p>2 1の作業を行う場所に溜まった汚水は、吸収材を用いての回収により速やかに排除すること。</p>	対策必要	対策必要	対策必要	対策不要
	地下浸透防止	焼却施設の基礎部分及び周囲がコンクリート等の不透水性材料で覆われていない場合は、当該焼却施設の周囲を十分な強度を有するシート等で養生し、作業で発生した汚水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するとともに、焼却施設の内部に溜まった汚水が焼却施設の外に流出しないよう当該汚水を吸収材等で速やかに回収する等の措置を講ずること。	対策必要	対策必要	対策必要	対策不要
	汚水の処理	<p>1 解体工事により発生した汚水の処理は貯留して産業廃棄物としての搬出、排水処理設備による処理後場外への排出又はその両方によること。</p> <p>2 解体工事により発生した汚水を貯留して産業廃棄物として搬出する場合は、有害物質を含有する廃棄物の中間処理をすることができる処理業者に委託すること。</p> <p>3 解体工事により発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2に定める排出基準及び市条例施行規則別表第11に掲げるカドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物並びにセレン及びその化合物の排水規制基準を満足すること。</p> <p>この場合において、解体工事を行う焼却施設に既に設置されている排水処理設備を利用するときは、当該排水処理設備が水質及び水量についての処理能力を有している場合に限る。</p> <p>4 3の排水処理設備は、排水処理に支障が生じないように維持管理を行うこと。</p>	対策必要	対策必要	対策必要	対策不要
	雨水の排除	雨水が汚水と交じり合わないよう、雨水を適切に排除できるための措置を講ずること。	対策必要	対策必要	対策必要	対策不要

別表第3 周辺環境の状況調査（敷地内）

第9条の周辺環境の状況調査については、次のとおりである。

周辺環境の状況調査		焼却施設の区分			
		I	II	III	IV
大気分析	<p>1 測定時期 解体工事中</p> <p>2 分析項目 ダイオキシン類、水銀及び砒素</p> <p>3 分析方法</p> <p>解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期（汚染物の除去作業等）に、解体工事を行う焼却施設を中心とした4方向の敷地境界内の場所において大気分析を行うこと。ダイオキシン類については環境庁大気保全局大気規制課の平成12年6月5日付け環大規第193号のダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル、また、水銀及び砒素については環境庁大気保全局大気規制課の平成9年2月12日付け環大規第27号の「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に定める分析方法に基づき分析すること。</p>	分析の実施	分析不要	分析不要	分析不要
水質分析	<p>1 測定時期 解体工事中</p> <p>2 分析項目 ダイオキシン類、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物並びにセレン及びその化合物</p> <p>3 分析方法</p> <p>解体工事の期間中に発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合にあつては、解体工事の期間中で、排水処理設備に最も多くの汚水及び除去した汚染物が流入する時期に1回、排水口（排水口が複数箇所ある場合は、それぞれの排水口）の水を採取し、ダイオキシン類については日本産業規格K0312、その他の物質については「市規則」別表第11の備考7に定める分析方法に基づき分析すること。</p>	分析の実施	分析の実施	分析の実施	分析不要

<p>土壌調査</p>	<p>1 測定時期 解体工事後</p> <p>2 分析項目 ; ダイオキシン類及び汚染のおそれのある物質</p> <p>3 分析方法</p> <p>敷地境界内の場所で必要な土壌調査を行うこと。ただし、解体工事を行う焼却施設内部における、汚染物のサンプリング調査結果において、ダイオキシン類濃度が1,000pg-TEQ/g以下の場合、ダイオキシン類の土壌調査はこの限りではない。また、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物並びにセレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物については、「市規則」別表第15の溶出量基準値または含有量基準値以下の場合、汚染のおそれのある物質の土壌調査はこの限りではない。なお、土壌調査方法は、令和2年4月1日付け川崎市告示第187号に規定する土壌汚染の調査方法によるものとする。</p> <p>ただし、解体工事を行う焼却施設が設置されている敷地内に採取する土壌がない場合については、それに代わる方法により実施すること。</p>	<p>分析の実施</p>	<p>分析の実施</p>	<p>分析の実施</p>	<p>分析の実施</p>
-------------	---	--------------	--------------	--------------	--------------

第1号様式

廃棄物焼却施設等（解体工事計画書・解体工事変更届出書）

年 月 日

（あて先） 川崎市長

郵便番号

住所

氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱第6条（第1項・第2項）の規定に基づき、次のとおり（解体工事計画書・解体工事変更届出書）を提出します。

施設の名称			
事業概要		全部解体 ・ 一部解体（ ）	
変更概要（変更届出書の場合）		変更内容	
		変更理由	
施設の設置場所			
施設の概要	施設の規模及び能力	焼却能力	kg/h
		火格子面積又は火床面積	m ²
		一次燃焼室の容積	m ³
	主な焼却物の種類		
	別表第1により決定した区分	I ・ II ・ III ・ IV	
焼却施設等の種類		一般廃棄物 ・ 産業廃棄物 ・ 混焼	
解体工事予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
元請業者名		名称	
		住所	
		電話番号	作業責任者
連絡先		所属	部 課 係
		担当者氏名	電話番号（内線）

廃棄物焼却施設の解体工事計画書（変更届出書）の添付書類目録

No	添付書類
1	解体工事を行う焼却施設の周囲の状況、施設の配置（地下部分の設置を含む。また、焼却施設の基礎部分がコンクリート等で覆われている場合はその範囲を表示し、焼却施設の全体又は一部が建屋内にある場合は、建屋の位置を合わせて表示する。）、車両等の洗浄場所及び解体工事により発生する廃棄物の保管場所を示した図面
2	焼却施設及び施設の周囲の状況が分かる写真
3	解体工事におけるばいじん等の飛散防止及び汚水の流出(地下への浸透を含む。)防止のための措置（排気及び排水の処理の方法を含む。）の概要を記載した書類
4	解体工事により発生する廃棄物（焼却施設から除去した汚染物及び排気処理及び排水理により発生する廃棄物を含む。）の種類ごとの発生見込量、保管方法（保管場所の雨水対策及び地下浸透防止対策を含む。）並びに収集運搬及び処理の方法を記載した書類
5	土壌、水質及び大気に係る周辺環境の状況調査の方法、時期及び試料採取の場所を記載した書類
6	解体工事を行う焼却施設内部における事前の汚染物のサンプリング調査結果
7	解体工事の工程表
8	解体工事に係る住民に対する情報提供の方法を示した書類
9	労働安全衛生法第88条及び労働安全衛生規則第90条第5号の3に定める届出に添付した資料の写し

- (備考) 1 添付した書類の番号を○で囲んでください。
 2 添付書類は、特別の事情のあるものを除き、A4の大きさとし、A4に折り、左側を届出書とともに綴じてください。
 3 変更届出書の場合、変更部分を添付してください。

第2号様式

廃棄物焼却施設等解体工事終了報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

郵便番号

住所

氏名

{ 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 }

川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱第6条(第3項)の規定に基づき、次のとおり報告書を提出します。

施設の名称	
施設の設置場所	
解体工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 第9条に定める周辺環境の状況調査(敷地内)の結果を記載した書類 <input type="checkbox"/> 解体工事により発生した廃棄物の種類ごとの数量、処分方法等を記載した書類 <input type="checkbox"/> 要綱第10条に定める措置を講じた場合は、その措置の内容を記載した書類
連絡先	所 属 部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)

備考 添付書類の□のある欄には該当する項目にレ印を記入すること。